

社会主義的所有についての一考察

岡 稔

社会主義のもとでの所有にかんする過去10数年間のソ連文献を概観すると、つぎの5つの問題領域があることがわかる。(1)所有範疇の位置づけにかんする方法論的問題、(2)所有と分業の関係の問題、(3)社会主義的所有の国家性の問題、(4)国家的所有における国家と企業の関係の問題、(5)2つの所有形態(国家的所有と協同組合的所有)の合一化の問題。その他に、社会主義的所有にかんするソ連とユーゴスラヴィアとの古い論争問題(最近はチェコスロヴァキアの一部の学者への批判も含まれる)があるが、内容的には上記の(3)、(4)と重複する。ところで、上記の問題領域を学界展望的に考察するにはかなりの紙幅を必要とするので(これは近く刊行を予定している書物の一部分となる)、以下においては学界展望的部分を必要最少限にして、結論的部分を要約することにした。そのためにおこる説明の不備は後日補うこととした。

1. 所有範疇の位置づけ

社会主義経済学の範疇体系の中で所有という範疇がどういう地位をしめるのかという点について、すでに10年余にわたってソ連経済学者の間では2つの見解の対立がつづいている。1つは所有を「基礎的もしくは出発点的範疇」(основная или исходная категория)として取扱う見解で、科学アカデミー経済研究所の『経済学教科書』はその代表的な例であり、生産関係の「基礎」(основа)は生産手段の所有だという命題(スターリン『弁証法的唯物論と史的唯物論』)に、多分、由来している。このスターリン時代からの通説にたいしてかなり以前から、ソ連およびチェコスロヴァキアにおいて、根本的な異論が提出されている¹⁾。すなわち、資本主義的所有であれ社会主義的所有で

あれ、およそ所有の経済的内容の解明は生産関係の総体を明らかにして初めて可能であり、所有はそれ自体として簡単で明白な「基礎的もしくは出発点的範疇」では決してないこと、マルクスの『資本論』は所有から出発せず、また資本主義的所有についての特別の章を含まないが、それは『資本論』全体が資本主義的所有の解明にはほかないからだというのが要点である²⁾。これにた

1) その代表的な文献として、つぎの2つをあげることができる。Курс политической экономии, в двух томах, под редакцией Н. А. Цаголова, 1963. О. Шик, Экономика, интересы, политика, 1964. ツァゴロフとシーグが相互に無関係にほぼ同一の見解に到達したのかどうかということ、およびこの見解が最初に述べられたのがいつかということは、はっきりしない。筆者の知りえたかぎりで最も早くにこの見解を主張しているのは下記の文献である。
B. Черковец. О структуре учебника политической экономии для Узузов и факультетов, «Вестник Московского Университета», No. 4, 1958. なお、ソ連の経済学者のうち、ツァゴロフ、シーグと意見を共にするのは、シユクレドフ、ヘッシン、チャルコヴェツ、ボクルイタン、ジャラソフなどであり、それに反対しているのは、クロンロード、ルミヤンツエフ、ズドブノフ、コルガノフ、オストロヴィチャノフなどである。

2) そのさい主要な論拠とされるのはマルクスのつぎの文章である。「最後に、所有はブルードン氏の体系の中の最後の範疇をなしています。現実の世界では、これとは反対に、分業も、その他のブルードン氏のすべての範疇も、今日人々が所有と呼ぶところのものを全体として形成する社会的諸関係なのです。これらの関係をほかにしては、ブルジョア的所有は、一つの形而上学的または法律学的幻想以外のなにものでもありません。」(「マルクスからアンネンコフへの手紙」全集、大月書店、第4巻、p. 567)「ブルジョア的所有を規定することはブルジョアの生産の社会的諸関係のすべてを説明することにはかならない。所有を、独立した一関係、独自の範疇、抽象的で永久的な一観念のように規定しようとするのは、形而上学的または法律学的幻想でしかありえない。」(「哲学の貧困」全集、大月書店、第4巻、p. 171-2)

いして、前者の立場にたつ人々は所有の完全な解明が生産関係の全面的解明なしには不可能だとしても、生産手段の所有を特殊な基礎的生産関係とみなすことは誤りではないし、マルクスと対立するわけでもないと主張している³⁾。

生産関係の基礎が生産手段の所有だという命題がマルクスの思想と全く相容れないものなのか、それともマルクスの思想と両立しうる一定の意味をもちうるのかということ自体は、さほど重要なことではない。重要なことは、所有を生産関係の総体からきりはなして、それ自体を自立的な関係とみなすことは、マルクスのいう「形而上学的または法学的幻想」に陥ることになるということ、つまり所有の経済的内容の解明なしに「出発点的範疇」として(たとえば憲法の条項というような形で)考えられるのは法律的概念としての所有、所有の法的形態でしかないということである⁴⁾。このことは、およそ所有ということを問題にする

3) たとえば、シーグ前掲書に添附されているクロンロードの序論(p. 21-23)。「資本主義的生産様式は、物的生産諸条件が資本所有と土地所有という形で働かない者の間に分配されていて、これにたいして大衆は単に人的生産条件すなわち労働力の所有者にすぎない、ということを土台にしている」(マルクス「ドイツ労働者党綱領評注」全集、大月書店、第19巻、p. 22)というような文章がクロンロードの主たる論拠である。しかし、スターリン時代の通説の支持者の多くは、なんらの論証ぬきに、所有は生産関係の基礎だという命題を自明の理とみなしている。たとえば「シーグは所有範疇を経済的諸関係の総体に解消し、自立的な経済的範疇および生産関係の基礎としての生産手段の所有の意義を否定している」というのはその一例である(И. М. Мрачковская, От ревизионизма к предательству, 1970, p. 60)。

4) 「所有の法的形態とその経済的内容(生産関係の総体)との差異は、理論においては、前者の内容が占有、利用、処分という法律的範疇を通して規定されるが、後者の内容はしかるべき経済的範疇の総体を通して規定されるという点に反映される。たとえば、ブルジョア的所有の法的形態は労働手段と労働生産物の占有、利用、処分が個々の私人(資本家)の自由な判断でおこなわれるということによって特徴づけられるが、この法的形態の経済的内容は、商品、貨幣、剩余価値、賃金などという範疇によって理論的に反映される資本主義的生産関係によって規定される。」(В. П. Шкредов, Относительно самостоятельное развитие производственных отношений и юридических форм собственности в процессе строительства социал-

ばあいに根本的な重要性をもつことであるが、從来、ややもすると看過されていたように思われる。

社会主義のもとには生産手段の全人民的・国家的所有と協同組合的・コルホーズ的所有とがあり、前者は全人民の所有で後者は当該コルホーズや協同組合の成員の所有であるという周知の命題がある⁵⁾。所有を法律概念的に考えるかぎり、この命題は同義反復的な自明の理に見える。しかしこの文章を文字どおりに解すると、コルホーズ員は全人民の一員として全人民的所有の主体であるほかに、自己の属するコルホーズの所有にも参加するが、にもかかわらずこういう追加的所有をもたない国有セクター労働者より貧しいという奇妙なパラドックスがあらわれる。このパラドックスを解くことは簡単であり、周知のように、定義上、コルホーズ員は土地以外の全人民的所有の実際の利用から排除されている(個々のコルホーズ員が国有セクターの労働者に転身することはもちろんできる)。では、全人民的・国家的所有とは實際には国有セクター労働者の所有といべきなのか。両セクターの完全な分離と両者間の等価交換が立証されない以上、そういうことは言えない。現在、土地以外の全人民的所有もコルホーズ員の利益に寄与するように使用されているといえよう。しかし、1950年代に実施された農産物供出価格の大幅引上以前に、つまり1930年代や40年代に、コルホーズ所有が果してどんな意味でコルホーズ員の所有であったのかは疑わしい。

以上の簡単な考察によっても、所有の経済的内容は生産関係の総体を通じてはじめて解明されるということは容易に理解されよう。また、上記のコルホーズ的所有の例に示唆されるように、所有の法的規定が一定不变であってもその経済的内容は大幅に変遷しうるものだということに注意する必要がある。さらにまた、全人民的・国家的所有はある意味では全人民のものであると同時にある意味では国有セクター労働者のみが実際の利用可

изма «Вестник Московского Университета, Экономика», No 5, 1967, p. 35.

5) たとえば、ソ連邦科学アカデミー、経済学研究所『経済学教科書』新日本出版社、第3分冊、p. 139。

能性をもつという例にみられるように、所有の経済的内容は法的形態のように一義的に規定し難いものだということは、後でまたのべる。

2. 所有と分業

社会主義は生産手段の私的所有を廃止することによって、すべての生産手段とその生産手段を用いて生産される生産物とを「全人民のもの」(всеноардное достояние)とし、社会の全成員がそれにたいする「平等な利用可能性」(равный доступ)をもつようとするといわれている(以下においてはコルホーズ的セクターと小規模な私企業の存在は捨象して考察する)。ある抽象のレベルにおいてこの主張は誤りではない。しかし現実の社会主义国では「全人民のもの」にたいする諸個人の関係は、消費財の取得の点でも生産手段の使用の点でも、決して一様ではなくて明らかに不平等である。この不平等は「能力に応じて働き、労働に応じてうけとる」という社会主义の原則に由来している。労働に応じた分配とは、諸個人がその労働給付に応じて消費財を取得し所有するということであり、能力に応じて働くということは、生産手段の実際の使用と支配に参加する仕方が、諸個人の労働給付能力によって異なるということである。要するに、「全人民のもの」である社会主义社会のすべての生産物と生産手段は、結局は、特定の個人または集団によって生産的もしくは個人的に消費されるが、そのさい各人の労働給付能力の差異による諸個人間の不平等が発生することは避けられないのである。

近時、一連のソ連文献でもこの問題にますます大きな注意が向けられるようになった。所有関係を「取得-処分」(присвоение-распоряжение)の関係と「取得-利用」(присвоение-пользование)の関係という二契機に分け、社会主义は前者における全成員の平等と後者における不平等という内的矛盾を内包すると説くクロンロードの議論はその一例である⁶⁾。しかし、いっそう明快なのは、この問題を分業とその廃止の問題として取扱

6) 「故に、社会主义の基本的生産関係としての全人民的所有は、全人民集団的処分関係としての所有関係

うカイダロフ、コルニエンコ⁷⁾の議論である。

分業は歴史的に発生したものであり、それはまた究極的には廃止されるべきものであることは、マルクス主義古典で極めて明快にのべられているにもかかわらず、ソ連の経済学界では分業とその廃止について多年にわたってかなり根本的な意見の差異をふくむ論争がつづいている。ここではこの論争を通じてえられた成果と思われる2,3の基本的な点を要約しておきたい。

第1に多種多様な労働投下領域もしくは労働種類が存在し、それらは同時並行的に実施される必要があり、したがって労働を各種の生産分野に配分する必要があるということは、マルクスのケーベルマンへの有名な手紙にあるように、超歴史的な自然法則である。要するに、「分業」(разделение труда)の廃止と「労働配分」(распределение труда)の廃止とは全く別のことである⁸⁾。

第2に、上記の超歴史的な自然法則である労働配分をおこなうひとつの形態は分業、つまり特定の個人を特定の労働に固定させることであり、もうひとつの形態は「労働転換」(перемен труда)、つまり特定の個人を特定の労働に固定せず、「社会の必要と各人の好みに応じて生産部門の系列を順々に移ることができるようにする」⁹⁾やり方である。この差異は社会主义と共産主義を区別

における生産者たちの平等と再生産過程における勤労者の種々の社会的集団によるその実際の利用の関係としての所有関係における実際の不平等との間の内的矛盾を内包している。」(Я. Кронрод, Основное производственное отношение и экономический закон движения социализма «Вопросы экономики», № 4, 1962, p. 106) なお、 Я. А. Кронрод, Законы политической экономии социализма, 1966 をも参照。

7) Д. П. Кайдалов, Закон перемены труда и всестороннее развитие человека, 1968. В. П. Корниенко, Общественное разделение труда в период перехода к коммунизму, 1963.

8) この2つを混同して、分業の必要は超歴史的なもので、その発現形態だけが歴史的に変化すると主張している人が実際に存在する。(О разделении труда при социализме и коммунизме (Обзор статей и писем, поступивших в редакцию), «Вопросы Экономики», № 7, 1965.)

9) エンゲルス「共産主義の原理」全集、大月書店、第4巻、p. 393.

する最も重要な標識のひとつである¹⁰⁾。

第3に「労働転換」は各人があらゆる種類の労働をマスターするという不可能かつ不必要なことを前提するものではない。分業による人間の一面的な発展を免れ全面的な発展を可能にすること、および固定的な分業によって不可避的におこる諸個人の特定の社会的階層への所属を廃止することが必要なのである。

最後に分業は生産手段にたいする関係や社会的労働組織の中での役割を異にする種々の人間集団に、社会の全員を分割所属させるという形で階級的差異を生みだすのだから、分業の廃止なしに階級の完全な廃止は不可能である¹¹⁾。

従来のソ連文献では、2,3の例外を除くと社会

10) マルクス「ドイツ労働者党綱領評注」全集、大月書店、第19巻、p. 21。労働転換についてのマルクス主義古典の明快な規定の一例として、つぎのものをあげておく。「共産主義社会においては、画家などというものはいなくて、せいぜい、他にもいろいろすることがあるが、なかんづくまた絵を描くこともする人間がいるだけである」(「ドイツ・イデオロギー」全集、大月書店、第3巻、p. 124-5.)

11) 労働生産力の低いばあい、もっぱら労役に従事する大多数のものとならんで、「直接の生産的労働から解放された一階級が形づくられ、彼らが労働の指揮、国務、司法、科学、芸術などの社会の共同の業務にあたるのである。だから階級区分の基礎にあるのは、分業の法則である。」(「反デューリング」全集、大月書店、第20巻、p. 290)とエンゲルスはのべた。また、レーニンは「階級とよばれるのは、歴史的に規定された社会的生産の体制の中でしめるその地位が、生産手段にたいするその関係(その大部分は法律によって確認され、成文化されている)が、社会的労働組織の中での役割が、したがって彼らが自由にしうる社会的富の分前をうけとる方法とその大きさが、他とちがう人々の大きな集団である。」(「偉大な創意」全集、大月書店、第29巻、p. 425)これらの文章にもとづき、コルニエンコは「階級の廃止は社会的生産制度の中で種々の人間集団が一定不变の地位をしめることの解消を前提としており、これは逆にいふと分業の廃止である」とみなしている。(前掲書、p. 257)同じくまたカイダロフもつぎのようにのべている。「階級の発生と社会的生産体制の中でのその地位は所有関係だけでなく分業によって規定されている。しかも階級構成の規定によりいっそう明瞭な役割をはたすのは後者である。」(前掲書、p. 275)他方、クロンロードは階級の発生を分業に帰するのと私的所有に帰するのと共に一面的であるとし、「階級および生産関係の階級的性格の基礎は、私的所有の支配下での生産における種々の人

主義のもとで存在する階級的差異をもっぱら労働者と農民(コルホーズ員)の差異に限定し、これを社会主義的所有の2形態の存在および都市と農村の本質的差異の存在とあいまいな仕方で結びつけて、事実上、この3者を同一視する傾向が支配的であった¹²⁾。しかも、そのばあい主たる力点は大てい所有の2形態の問題におかれただ¹³⁾。その結果、たとえコルホーズ的所有というものが存在しない社会主義を想定し、そこにおける農業の工業にたいする後進性と都市と農村の差異の問題を捨象したばあいにおいても存在する問題が見失われ、階級の基礎には分業があるという古典の命題が忘れられたがちであった。このことは法律概念的に、したがって形式的に理解された所有概念の一面的重視と関連があるようと思われる。

以上の考察から出てくるひとつの結論は、社会主義のもとでの、つまり分業の存在する条件のもとでの所有問題の解決はきわめて限定されたものだということである。「取得-利用」の不平等にもかかわらず「取得-処分」の全人民的平等が存在するというクロンロードの主張には一定の意義があるが、後者の内容が明確に規定されないかぎ

間集団の差異にある」(前掲書、p. 315-317)と主張している。しかし彼は同時にまた「私的所有の支配下」にないソ連の労働者とコルホーズ農民という2つの社会集団が「階級の性格」をもつとのべている(同上、p. 319)。

12) その一例は『経済学教科書』のつぎの文章である。「共産主義の物質的・技術的基礎を建設するということは、社会的所有の2つの形態を单一の共産主義的所有におきかえ、労働者と農民の間の階級的差異をなくすことのできるよう、生産力の高い水準に達することを意味する。そして、労働者と農民の間の階級的差異をなくすことは、都市と農村の本質的な差異を一掃することと不可分に結びついている。」(第4分冊、p. 190)

13) その一例はオストロヴィチャノフのつぎのような文章である。「社会主義および共産主義への移行の合則性の研究にさいして、所有の2形態を捨象してはならない。というのは、それは社会主義経済の特異性を捨象するのと同じことだからである。」「社会主義段階の全人民的所有それ自体の特異性は、コルホーズ的・協同組合的所有形態との相互連関と相互作用を捨象しては、理解できない。」(K. Островитянов, Основной экономический закон социализма и вопросы методологии политической экономии «Вопросы Экономики», No. 1, 1963, p. 105)

り、それは「形而上学的ないし法律学的幻想」に陥る危険をはらんでいるといえるかもしれない。もちろん、社会主義は諸個人の生産手段にたいする関係を資本主義とは比較にならないほど平等化する。生産手段の私的所有の廃止と教育の普及化により、機会均等化という意味での「平等な利用可能生」(社会化された生産手段に対する)が開かれる。しかし、Aが工場長になってBが労働者になるかその逆になるかということ、そしてそのことが当人の努力と能力によって主として決まるか、それとも別のことでも主として決まるかということは、それ自体たしかに重要な差異であるが、誰かが工場長になり誰かが労働者になるというかぎりでは同じことなのである。このことをなくすることができるのは、分業の廃止だけである。

なお、マルクス主義古典で明記されているように、分業の廃止は生産力水準の上昇と教育水準の全般的向上を不可欠の前提条件としており、その条件を欠くばあいに一種の労働転換を強行しても、それは似て非なるものでしかありえない。

また、分業の存在する条件のもとで勤労者大衆を管理に参加させる種々の試みは、もちろん一定の意義をもちうるが、分業にもとづく階級的差異の存在は、そのことによって少しも変化しない。

3. 全人民的所有の2形態

社会主義のもとでは、全人民的所有の生産手段にたいする諸個人の関係(支配し利用する形態と程度)が、分業の存在のため、事実上、多かれ少なかれ不平等にならざるをえないことは以上に述べた。消費財の取得の点での不平等は周知のとおりである。労働に応じた分配という社会主義的原則のもとでは、「生産者の権利は彼の労働給付に比例する」が、それは商品生産の取得法則、ブルジョア的権利にはかならず、諸個人の「不平等な労働給付能力を、生まれながらの特権として暗黙のうちに承認している」という意味で、「ブルジョア的権利の狭い限界」のわく内にある、とマルクスは述べた¹⁴⁾。他方、レーニンは「権利というものは、権利の基準の遵守を強制できる機関なしには、ないのも当然だから」この「ブルジョア的

権利」を強制するための国家、「ブルジョアジーのいないブルジョア国家」が社会主義のもとでは必要だと述べた¹⁵⁾。

このばあいの国家は国内および国外の反革命勢力から革命と社会主義を守るために別であり、後者の意味の国家の必要性があろうとなからうと、前者の意味の国家の必要性は独自に存在する。それは社会主義的所有の経済的内容を実現するために必要なのである。つまり、労働の権利と義務(「働くべきものは食うべからず」)を保障し、労働に応じた分配と同一労働同一報酬の原則を実現し、個人や集団による何らかの形での再私有化を防止するために必要なのである。

共産主義のもとにおいては、労働転換の実現によって分業による不平等がなくなり、欲求に応じた分配が実現されるから労働に応じた分配の不平等がなくなり、労働が第1の生活要求になるから労働義務を強制する必要がなくなり、総じて強制機関としての国家の必要がなくなる。他方、もともと国家それ自体が分業の産物であるから、社会の管理が分業ではなくて労働転換にもとづいて実施される共産主義のもとにおいては、「社会の国家的管理」(государственное управление общества)は社会の自己管理、いわゆる「共産主義的

14) 「ドイツ労働者党綱領評注」全集、大月書店、第19巻、p. 20-21。なお、労働に応じた分配が「ブルジョア的権利」であって共産主義と原理的に相容れないものだということを、マルクスはつきのように説明している。「ところで、共産主義があらゆる反動的社会主义と区別される最も本質的な原理の一つはどこにあるかといえば、それは人間の自然[本性]の上に基礎づけられた次のような経験的見解である。すなわち、頭および一般に知的能力の差異はなんら胃および肉体的 requirement の差異を条件づけるものではないということ、したがって、われわれの現在の諸関係が基礎になっているまちがった原則、『各人にはその能力に応じて』という原則は、これが狭い意味での享受に關係しているかぎり、「各人には欲求に応じて」という原則に変更されなければならないということ、別の言葉でいえば、活動における、労働における相違はいかなる不平等の根拠にもならず、所有と享受のいかなる特権の根拠にもならないということである。」(「ドイツ・イデオロギー」全集、大月書店、第3巻、p. 586-7)

15) 「国家と革命」全集、大月書店、第25巻、p. 508.

自治」(коммунистическое самоуправление общества)に転化する¹⁶⁾。

要するに、社会主義のもとでの全人民的所有が国家的所有の形をとるのは、所有の性質それ自体によるのであって何らかの外的な事情によって国家がたまたま存在するということによるのではない。しかし、従来、この点は決して十分に明確にされていなかった。例えばスターリンは「個人や集団の所有を国家の所有にひきわたすことが、国有化の唯一あるいはとにかく最良の形態であると思いつこんでいる」人々を批判し、「国家が存在しているかぎり、国家の所有にひきわたすことが、国有化のもっとも納得のゆく原初的な形態である。しかし、国家は永久に存在しないだろう。世界の大多数の国々での社会主義の活動範囲が拡大するにつれて、国家は死滅してゆくだろうし、またこれと関連して、もちろん、個人や集団の財産を国家の所有にひきわたすという問題も、なくなつてゆくだろう。」¹⁷⁾とのべた。ここでは国家の死滅と国家的所有の消滅とが、「世界の大多数の国々での社会主義の活動範囲が拡大する」ことに依存させられている。しかし、社会主義が世界全体に拡大しても、それが社会主義であるかぎり、レーニンのいう「ブルジョアジーのないブルジョア国家」が存在し、全人民的所有は国家的所有の形態をとるのである¹⁸⁾。

コルニエンコがのべたように¹⁹⁾、同じく全人民的所有といつても、社会主義のばあいと共産主義

16) 「国家機関の活動は分業にもとづき、社会的自治機関はその活動を労働転換方式で樹立する」(カイダロフ, 前掲書, p. 284), なお, コルニエンコ, 前掲書, p. 247 を参照。なお, 国家が社会の自治にとってかわられるということは, なんらの中央計画機関も存在しなくなるということではない。レーニンがのべたように、「狭い意味の統治の機構, すなわち旧国家の機構は死滅の運命にある。一方, 最高国民経済会議型の機構は, 成長し, 発展し, 強化してゆく運命にあり…」(「国民経済会議第1回大会における演説」全集, 大月書店, 第27巻, p. 422.)

17) スターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』国民文庫, p. 102-3.

18) Я. クロンロードは社会主義的全人民的所有と共産主義的全人民的所有について詳しい規定を与えたが、「取得-利用」の不平等の有無だけにふれ、国家性の問題には全く言及しなかった(前掲書, p. 363-370

のばあいとでは構造的に大きな差異がある。社会主義のもとでの全人民的所有は直接には全人民つまり社会全体を代表する国家に属し, 全人民を構成する諸個人に直接には属しない。共産主義のもとでの全人民的所有は直接に社会全体に属すると同時に諸個人に属する。共産主義のもとでの消費財の個人的所有は生産過程において成立し, 自然からの取得としての社会的生産過程が同時に個人的取得過程でもある。社会主義のもとにおいては, 分配によってはじめて個人的所有への転化がおこるのであり, マルクスがのべたように「個々の生産者は自分がひとつのか形で社会に与えたのと同じ労働量を別の形でかえしてもらう²⁰⁾のである。」

生産手段についても事態は本質的に同一である。もちろん, 生産手段は法律的な意味での個人的所

を参照)。また, M. コルガノフは社会主義的国家的所有と共産主義的所有的差異を商品・貨幣関係の有無の問題に, 事実上, 着目させている。(M. B. Колганов, Собственность в период перехода к коммунизму, 1963, p. 64.) 従来, ソ連において社会主義から共産主義への移行が問題にされるばあい, 所有の面でおこる変化もしくは達成されるべき課題として, もっぱら社会主義的所有的2つの形態の合一化の問題に関心がむけられた。1952年のスターリン論文でも1959年(第21回党大会)のフルシチョフ報告においてもそうであった(1962年の党綱領はこの伝統的な思考と若干の新しい観点との折衷である)。そのため, 社会主義のもとでの全人民的・国家的所有と共産主義のもとでの全人民的所有の異同を明らかにするという問題, 最も中心的な問題が看過される結果になった。社会主義的所有的2つの形態の合一化ということと社会主義的所有的共産主義的所有的転化ということとは別のことであるが, ソ連でこの点を明快に主張しているコルニエンコはむしろ少数意見のようである。(M. Польщук, Проблемы развития социалистической собственности, 《Экономические Науки》, No 9, 1967, p. 105 を参照) 将来, いつの日にかソ連においてこの2つの変化がおこるとしたばあい, 後者が前者に先行することはありえないという程度の関係が両者の間にあるだけで, 一般に両者は概念的にも時期的にも別のものである。

19) В. П. Корниенко, Общественное разделение труда и государственная собственность в период перехода к коммунизму, (Политическая экономия, Ученые записки кафедр общественных наук вузов г. Ленинграда, Выпуск 5, 1962.) およびコルニエンコ, 前掲書を参照。コルニエンコの所説のうち, 筆者の同意しえない部分や理解しかねる部分についてはここではふれない。

有にならない。「個人的消費手段のほかにはなにも個人の所有に移りえない」²¹⁾とマルクスはのべている。しかし、さきにのべたように、分業が廃止され、各人が「社会の必要と各人の好みに応じて、生産部門の系列を順々に移ることができる」(前掲、エンゲルスの文章)労働転換のもとにおいては、各個人は社会の全生産手段にたいする「自由な利用可能性」をもつといえよう²²⁾。

要するに、全人民的所有についていかぎり(社会主義のもとでの一部の生産手段の集団的所有や個人的所有のことを捨象するかぎり)，社会主義のもとでも共産主義のもとでも、所有の主体が社会つまり全人民であることに変りはない。しかし、社会そのもののあり方がこの2つのはあい異なるのである。社会主義社会はさきにのべた理由により国家という組織形態をとるような発展水準にある。したがって社会主義のもとでの社会的所有は国家の支配下にある全人民的所有であるほかない。社会が直接に支配し管理する全人民的所有は共産主義的自治のもとでのみ可能なのである。

近時、社会主義のもとでも国家的所有よりはより高度な社会主義的所有、より直接的な社会的所有の形態がありうるという意見が、ユーゴスラヴィアやチェコスロヴァキアの経験と関連して、しばしば主張されている。しかし、国家を媒介としない社会の直接的所有は共産主義のもとでのみ可能である。もちろん、ソ連や東欧諸国にみられる国家的所有のあり方、国家のあり方には多くの問

題があり、より非集権的、非官僚主義的形態を想定したり探求したりすることは可能であり必要でもあるが、それは国家的所有のあり方の問題である。また、より直接的社会的所有といふばあい、社会全体でなく一定の労働者集団の直接的所有ということが意味されるのなら(ユーゴスラヴィアの少くも主流的見解はそのようなことを主張していない²³⁾が)，全人民的所有のあり方の問題ではなくて、そのグループ的所有への転化の問題であり、この点についてはあとでふれる。

4. 国家の所有における国家と企業

全人民的・国家的所有における国家と企業との関係の問題、企業は自己に分与された国有生産手段にたいしてどのような権利をもつのかという問題は、ソ連の法律学者の間で古くから論争されてきた。1927年の「国有工業トラストについての規程」の第5条(トラストは供与された財産を「占有し、利用し、処分する」)にもとづき、社会主義のもとでの国有財産は単一の所有者である国家に属すると同時に個々の経済機関(トラストまたはその後身である企業)にも属するという独特の法的構造をもつという解釈が、1930年代中頃までは有力であった。30年代後半のいわゆる「経済法学派」(パシュカニスを代表とする)にたいする批判において、企業に何らかの「所有権」をみとめるのは国家的所有の分割と弱体化に導く反革命的理論とされ、国家が所有権の「单一かつ唯一の」(единий и единственный)主体だという意見が勝利を占めた。その後、パシュカニスの名誉回復(1956年)、民法典の制定(1961年)と関連して、論争が再燃したが、結局、企業は「運用管理権」(право оперативного управления)をもつが、

23) たとえば、つぎの文章はその一例である。「ユーゴスラヴィアの企業の国有化は同国における社会主义建設の初期におこなわれた。数年間、企業は国家機関によって管理されたが、その後、1956年に企業は管理のため労働者に引渡された。この引渡はこの国における所有の性格が変化したこと、つまり企業が再び私的に所有されるようになったとか、あるいは一種の協同組合的所有が樹立されたとかいうことを意味するものではなかった。」(How do the Working Collectives Distribute Created Values, Beograd, 1964, p. 5.)

20) 「ドイツ労働者党綱領評注」全集、大月書店、第19巻、p. 20。

21) 同上、p. 20.

22) エレミンは否定の否定と個人的所有の再建についての『資本論』の有名な文章を引用して、すでに社会主義のもとにおいて生産手段の社会的所有が同時に個人的所有もある状況が存在するかのようにみなし、コルニエンコが共産主義のもとでの直接的な全人民的所有を社会主義的所有と対置することによって、社会主義のもとでの全人民所有を事実上、管理機関の占有として描きだしたといって、彼を批判した。(A. Еремин, О соединении факторов производства при социализме, 『Вопросы Экономики』, No. 1, 1970, p. 99-101.)しかし、誤っているのは、社会主義のもとで実現されないことを実現されるかのようにみなすエレミンの方である。

「单一かつ唯一の」所有主は国家だとされた²⁴⁾。

他方、ソ連の経済学界においても、「生産手段の所有者である国家は、生産手段をあれこれの企業に引渡すとき、生産手段にたいする所有権を失うどころか、逆にその所有権を完全に保持している」「生産手段はどんな購買者にも『売り渡されない』」「国家によって諸企業に分配されるだけである」という命題²⁵⁾が支配していた。1950年代後半に、国有セクター内で流通する生産手段もまた「特殊な商品」であるという考えが支配的になつてからも、全人民的・国家的所有の一枚岩的单一不可分論は維持された。一枚岩的单一フォンド説に異論を唱えることは、とりもなおさず全人民的・国家的所有の細分化と集団的・グループ的所有への変質、ひいては社会主義の解体に導くという主張が、ユーゴスラヴィアやチェコスロヴァキアの修正主義批判の一環としてくりかえし主張されてきた。

しかし、他方において、企業の自主性の増大をもたらす経済改革の実施にともない、単純な一枚岩的单一フォンド説にたいする種々のニュアンスをもった反対論がしだいに増加しつつある。国家は所有者であるが、直接に国家機関を通して生産し取得するわけではなくて、企業を介して間接的におこなうという「間接的取得論」(косвенное присвоение)²⁶⁾、企業は分与された生産手段を国家に代って利用し処分するのだから、企業従業員集団と国家との間に所有権が「二分」され、社会主義のもとでの全人民的所有はグループ的所有の

24) 所有権とは「法律の定める範囲内で財産を占有、利用および処分する権利」で、企業の「運用管理権」とは「法律の定める範囲内で、企業の活動目的、計画課題および財産の用途に応じて、その運用管理下にある財産を占有、利用および処分する権利および与えられている土地を利用する権利」と規定される。1965年の「社会主義国有生産企業についての規程」第8条は、民法典の「運用管理権」の規定をそのままひきついでいる。なお、ソ連の法律学者の間での論争については、藤田勇『社会主義的所有と契約』東京大学出版会、1957年を参照。

25) スターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』、国民文庫、p. 63。

26) たとえば、Б. Минц, Политическая экономия социализма, 1965. Управление социалистиче-

要素を含むといふ一種の「二重所有」論²⁷⁾ (раздвоение собственности), 企業が相対的分離性をもつ社会主义のもとでの全人民的・国家的所有は单一であると同時に分離性をもつといふ「相対的分離」論 (относительная обособленность)²⁸⁾、さらには企業は所有者にはならないが所有を管理することによって所有者の機能をはたし、所有は单一不可分だが所有の管理は分割可能だといふ「分割管理」論²⁹⁾などがそれである。

ここではこれらの複雑微妙な各種の議論を立入って検討することはできないが、そもそもこういう議論の背後にどういう問題が存在するのかを明らかにする必要がある。

まづ第1に、国家的所有における国家と企業の関係を問題にするばあい、企業とは何かが明らかにされなければならない。さしあたり社会主义国有企業は一定の協業組織を構成する労働者集団、一定の技術的体系をなす国有生産手段および管理部からなる経済単位だと規定できる。こういう経済単位の必要性は、生産手段の性質(近代的生産手段は大てい大小の協業組織がなければ使用できない)と生産力水準、つまり全国民経済を单一の企業のように運営できるほどの生産の集積が存在しないことによって、基本的に規定されている。ところで企業は労働力と生産手段の結合が実際におこなわれる場であるが、社会主義に固有な事情として、そのさいつぎの二側面が問題となる。

第1に、企業は能力に応じて働き労働に応じてうけとる社会主义的労働者の集団が、労働し生産し取得する場である。第2に、特定の労働者集団によって使用される国有生産手段は当該集団の独占的排他的な所有に転化されてはならず、全人民

ским производством, 1968.

27) たとえば、З. А. Бадер, Социалистический продукт, 1967. А. Смирнов, Социалистическое предприятие и его экономическая основа «Экономические Науки», № 3, 1968.

28) たとえば、В. П. Шкредов, Экономика и право, 1967. В. А. Медведев, Предприятие в социалистической хозяйственной системе, 1969.

29) たとえば、В. Корниенко, Об экономической самостоятельности социалистических предприятий «Плановое Хозяйство», № 6, 1970.

のものとして機能し社会全体のために役立てられる必要がある。前者の側面は企業にたいして、独自の利害をもつ労働者集団という性格を与える、後者の側面は企業にたいして国家機関の性格を与える。

1930年代にソ連で確立された計画・管理制度のひとつの特徴は国家機関的性質の強い企業を基礎的単位として構成されていることである。ソ連の国有企业は法人であるが、それ自体はなんらの資産も所有せず、企業長と高級職員は国家によって任免され、利潤の大部分は国庫に吸収され、上部の国家機関は企業の資産のいかなる部分をも金銭的補償なしにとりあげる権限をもっているのだから、結局、ソ連の「企業は、実質においても法律的にも、国有財産を管理するための便宜的な単位である」というA.ノーヴの言葉³⁰⁾は、その意味で当っているといえる。こういう企業制度とさきにみた一枚岩的国家所有觀とは、いわば相互促進的に作用した。企業の自主性を極度に制限するような施策が、唯一かつ単一の所有者は国家だという理由で正当化され、他方、一枚岩的国家所有觀の正しさは現実の具体的制度によって確証された。たとえば、生産手段は企業に配分されるだけで売り渡されたわけではないから、上部の国家機関は企業から自由にその一部をとりあげができるし、他方、現実にそういうことがおこなわれている以上、企業ではなくて国家が所有者であることは明白だというわけである。

しかし国家的所有の管理についてどのように集権的な制度が構築され、それにどのような理論的正当化が与えられても、社会主义企業のもうひとつの側面(独自の利害をもつ労働者集団という側面)が消えてなくなるわけではなかった。シュクレドフが指摘したように、「全国家的利害が諸個人の物質的利害や個々の企業の利害の相対的に独立的な存在を呑みこんでしまうわけではなく、またそうできない以上、企業は国家全体の利害と区別された自分の利害を全く考慮せずに、物にたいする意思的支配を実施することはできない」³¹⁾ので

30) A. ノーヴ『ソ連経済』公文俊平訳、日本評論社、昭和42年、p. 26. 改訂版では若干変更。

31) シュクレドフ、前掲書、p. 106.

ある。企業が計画課題の最善の遂行だけに关心をもち、したがって全国家的利害と異なる独自の利害を全くもたないという考えは、一種の「形而上学的幻想」にしかすぎなかった。

高度に中央集権的な計画・管理制度のもとでも、企業が独自の利害をもち、それを追求したことを見す事例を、ここでくわしくあげる必要はない。原材料集約度の高いアソートメントによる総生産高指標の遂行、品質の劣悪化による原価引下課題の達成、低い計画課題の選好など、要するに1965年の経済改革に到るまでの約10年間に、ソ連の経済文献で指摘された旧来の計画・管理制度の欠陥は、すべてこの問題と関連している。要するに、企業の利益と国民経済の利益とを合致させるようなメカニズムが欠如しているばかり、行政的方法による企業活動の拘束は、企業による独自の利害の追求をますます制御しがたいものとし、歪曲された発現形態をとらせる結果になった。経済的刺激の方法を重視する経済改革の採用と相前後して、一連のソ連文献で企業を独自の利害をもつ労働者集団として把握する考え方が広まった³²⁾のは偶然ではないのである。

国家機関的側面を一面的に重視するソ連型企業制度は、企業利害制御の経済的メカニズムの欠如とあいまって、全人民的所有からの人民の疎外という問題をひきおこした。全人民つまり社会全体を代表する国家(具体的には国家機関)が、企業の利益を無視し、その自主性を公然とふみにじるような形でたえず企業活動に行政的に介入するばかり(経済的刺激による企業活動誘導メカニズムが十分でないばかり、このような介入は必要で³³⁾も

32) 現状認識の問題としては、ソ連の国有企业は労働者集団の性質と国家機関の性質を併せもつ二重存在とみるべきであろう。なお、従来のソ連の経済法規では「企業の権限がもっぱら企業長の権限を通じて規定されていた」のに、1965年の「企業規程」では「企業全体に経営上の権限が与えられている」という点は、注目に値する(O. B. Катихин, Социалистическое государственное предприятие как производственный коллектив, 《Вестник Московского Университета, Экономика》, No. 2, 1968, p. 27-28.)

33) 現実には、真に必要な介入と不必要的恣意的介入とが混然一体となり、チェコスロバキアにおい

ある), 全人民的国家的所有は全人民のための国家による所有となり, 全人民による所有ではなくなる³⁴⁾。つまり個々の労働者は自らを「主人」と感じなくなるのである。1965年9月総会において, コスイギンがすべての労働者に自分が「主人だという感情」³⁵⁾を発展させる必要について特に言及したということは, その欠落がソ連においても認識されているということを意味する。A. ピルマンによれば, 「社会主義生産関係の利点を完全に実現するには, 各々の労働者, 農民, インテリゲンチャが自分こそ日々の企業活動に個人的に責任のある企業の主人だと感じることが必要である」が, 「現在のところまだそうなっていない」のであり, この「経済改革の人間的側面」はソ連にとって今後の課題として残されているのである³⁶⁾。

他方, ユーゴスラヴィアはソ連や他の東欧諸国とちがって, 国家と企業の関係の問題についての

では, それにたいする反感が下記の文章にみられるように, 尖鋭な形をとった。「社会と国家の間の複雑な関係および両者の間に発生する葛藤を系統的に処理する必要を理解することなしに, 国家行政機関の志向と社会の利益とを同一視するイデオロギーは, 管理の官僚主義化に導いた。指令による管理の制度は, 結局において, 官僚主義的な管理の支配以外のなにものでもなかった。」(M. Horálek, M. Sokol, Č. Kožušník, O. Turek, "The Economics of Management—An Outline of the Conception of its Future Development", *New Trends in Czechoslovak Economics*, No. 4, 1968, June, p.21.) O. シークは「企業と国家の完全な分離」による「新しい型の集団的所有」の樹立を意図したとして批判されている。(Юрий Жуков, Чего они хотели, 『Правда』, 28 дек. 1968г. およびムラチコフスカヤ, 前掲書を参照。)しかし, 「社会の利益」の名において企業の利益を恣意的に侵害する国家機関の行政的介入から社会を解放することは, ソ連・東欧諸国の経済改革の共通の課題なのである。

34) かつてレーニンは「労働者による行政機関」であるはずのソヴェトが, 「プロレタリアートの先進層による労働者のための行政機関になっている」とのべた(「ロシア共産党(ボ)第8回大会」全集, 大月書店, 第29巻, p. 172)

35) A. N. Косыгин, Об улучшении управления промышленностью, совершенствовании планирования и усилении экономического стимулирования промышленного производства, 1965, p. 57.

36) А. Бирман, Реформа и человек, 『Вопросы Философии』, No. 12, 1967, p. 33.

37) この論文ではこれらの問題に立入らない。

ソ連型の解決とは別の道を進んだ。国家の死滅および「自由・平等な生産者連合」についてのマルクス主義古典の命題の特異な解釈³⁷⁾にもとづいて, 企業は非国家機関化され, ますます「自由な」労働者集団に転化されていった。この進化過程は1960年代後半には, 社会的所有を企業従業員の一種のグループ的所有に転化させるに到ったといわれている。ミレンコヴィッチによれば, 1961年から1965年にかけての改革は, 資源使用料の事实上の廃止等の措置により, 労働に応じた分配を「企業従業員集団の処分下にある資源から生じるすべての所得を取得すること」に変質させたというのである³⁸⁾。このような事実認定が正確かどうかは事実に則して検証される必要があることは言うまでもない。しかし, 社会全体の所有である生産手段を, 個々の労働者集団の完全な自治のもとにおこうとするなら, 究極的には集団的再私有化にいたるであろうことは論理的必然である。それを回避するには社会全体を代表する機関の何らかの形の介入によって労働者集団の自治は制限されざるをえない³⁹⁾。さきにのべた社会主義企業の2つの側面のどちらかに傾斜することは, 異なる形での社会主義からの逸脱に導く可能性があるといえよう。

(一橋大学経済研究所)

38) D. Milenkovich, *Plan and Market in Yugoslav Economic Thought*, 1970, p. 254, 267, 298 を参照。なお, ユーゴスラヴィアにおける全人民的・国家的所有の集団的私的所有への変質という命題が, 以前からソ連の一連の論者によって先駆的に主張されていたのは周知のとおりである。たとえば, 「協同組合的形態を通じて社会的所有の再私有化を進めてゆくことが, ユーゴスラヴィアでは所有の直接に社会的性格の発展と特徴づけられている。」(クロンロード, 前掲論文, 『Вопросы Экономики』, No. 4, 1962, p. 107.)

39) たとえば, ユーゴスラヴィアにおいては, 「工場は国家的所有でない以上に, 労働者の集団の所有でもなく, 労働者の集団は社会全体の名において, その利益になるように, これを管理しているのである。」(ロジェ・ガローディ『21世紀の社会主義』読売新聞社, 昭和45年, p. 173)という意見がある。しかし, 社会全体を代表する機関の介入(行政的介入または経済的刺激による誘導)なしに, 労働者の集団が「社会全体の利益になるように」管理することが可能だと考えるのは非現実的である。